（都市再生特別措置法施行規則の一部改正）

第三条　都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものには当該対象規定を改正後欄に掲げるものののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例） **第三十四条の二**　法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第七条、第二十六条第二項及び第三項、第三十七条、第四十条、第四十三条、第四十六条、第四十八条、第五十一条並びに第八十八条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。 ２　法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則第六条、第七条第一項第十二号及び第二項第十号、第八条第九号及び第十号ロ並びに第八十七条第三項第十一号の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県とみなす。	（宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長等の特例） **第三十四条の二**　法第八十七条の二第一項の規定により宅地造成等関係行政事務を処理する市町村長は、宅地造成等規制法施行規則（昭和三十七年建設省令第三号）第四条第一項、第二十五条、第二十七条及び第三十条の規定の適用については、これらの規定に規定する都道府県知事とみなす。 ２　法第八十七条の二第一項の規定によりその長が宅地造成等関係行政事務を処理する市町村は、宅地造成等規制法施行規則第二条の規定の適用については、同条に規定する都道府県とみなす。
様式第十三（第三十九条第二項関係）	様式第十三（第三十九条第二項関係）

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第１項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年　月　日 殿 許可申請者　住所 氏名		※　手数料欄
開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	平方メートル
	3　予定建築物等の用途	
	4　工事施行者住所氏名	
	5　工事着手予定年月日	年　月　日
	6　工事完了予定年月日	年　月　日
	7　自己の居住の用に供するもの、その他のものの別	
	8　都市再生特別措置法第90条の規定により読み替えて適用する都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9　その他必要な事項	

開発行為許可申請書

都市計画法第29条第１項の規定により、開発行為の許可を申請します。 年　月　日 殿 許可申請者　住所 氏名		※　手数料欄
開発行為の概要	1　開発区域に含まれる地域の名称	
	2　開発区域の面積	平方メートル
	3　予定建築物等の用途	
	4　工事施行者住所氏名	
	5　工事着手予定年月日	年　月　日
	6　工事完了予定年月日	年　月　日
	7　自己の居住の用に供するもの、その他のものの別	
	8　都市再生特別措置法第90条の規定により読み替えて適用する都市計画法第34条の該当号及び該当する理由	
	9　その他必要な事項	

５　※印のある欄は記載しないこと。

６　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。

４　※印のある欄は記載しないこと。

５　「その他必要な事項」の欄には、開発行為を行うことについて、農地法その他の法令による許可、認可等を要する場合には、その手続きの状況を記載すること。